

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した人材（以下対象者という）が出社する前または出社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により出社後3ヵ月未満で退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。なお、就職先の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、この返戻金制度は適用しません。

- 1) 1ヵ月未満で退職した場合・・・紹介料の80%
- 2) 1ヵ月以上3ヵ月未満で退職した場合・・・紹介料の30%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合にはこの返戻金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書又は覚書により別の定めをする場合があります。

許可番号 22-ユ-300036

事務所の名称 インフィック株式会社 ラシクキャリア事業部 渋谷オフィス

及び所在地 東京都渋谷区渋谷一丁目1番11号 青山SIビル4階

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した人材（以下対象者という）が出社する前または出社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により出社後3ヵ月未満で退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。なお、就職先の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、この返戻金制度は適用しません。

- 1) 1ヵ月未満で退職した場合・・・紹介料の80%
- 2) 1ヵ月以上3ヵ月未満で退職した場合・・・紹介料の30%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合にはこの返戻金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書又は覚書により別の定めをする場合があります。

許可番号 22-ユ-300036

事務所の名称 インフィック株式会社 ラシクキャリア事業部 静岡オフィス

及び所在地 静岡県静岡市葵区黒金町61-5 中西ビル2階
